

鯖江広域衛生施設組合職員の職名に関する規則

(平成11年3月30日)
規則第4号

改正 平成14年3月22日規則第1号 平成16年11月29日規則第3号
平成17年4月1日規則第2号 平成19年4月1日規則第1号
平成20年3月31日規則第1号 平成25年4月1日規則第2号
平成26年4月1日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、鯖江広域衛生施設組合職員定数条例（昭和58年鯖江広域衛生施設組合条例第6号）に規定する職員のうち管理者が任免する職員の職の名称について定めることを目的とする。

(職名)

第2条 職員の職名は、職員および現業職員とする。

(補職名)

第3条 前条に規定する職名の補職名は、別表に掲げるとおりとする。

(役職名)

第4条 職員の組織上の職の名称（以下「役職名」という。）は、鯖江広域衛生施設組合処務規則（昭和58年鯖江広域衛生施設組合規則第2号）に定める役職名のとおりとする。

(職名等の付与)

第5条 職員には、職名および補職名を付与するものとする。

2 職員は、通常補職名を用いるものとする。

(役付職名)

第6条 組織上の職に充てられた職員は、前条第2項の規定にかかわらず当該役職名を用いることができる。

(法令に基づく職名)

第7条 職名について法令その他特別の定めがあるものについては、第5条第1項に規定するもののほか、当該定めがある職名を併せて付与することができる。

2 前項の規定による職名を付与された職員は、前2条の規定にかかわらず補職名または役職名に当該職名をあわせて用いることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
(鯖江広域衛生施設組合の職の設置に関する規則の廃止)
- 2 鯖江広域衛生施設組合職員の職の設置に関する規則(昭和58年鯖江広域衛生施設組合規則第4号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に第2条に規定する職名と同一の職名を有する者については、この規則の規定による当該職名を付与されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に第3条に規定する補職名と同一の補職名を有する者については、この規則の規定による当該補職名を付与されたものとみなす。
- 5 この規則施行の際、現に次の表の第1欄に掲げる補職名を有する者は、第2欄に掲げる職名を付与されたものとみなす。

第 1 欄	第 2 欄
技能員(自動車運転手)	現業職員
業務員	現業職員
労務員	現業職員

- 6 附則第3項から前項までに規定によりがたい場合は、辞令を交付するものとする。

附 則(平成14年規則第1号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第4類 人事・給与 (鯖江広域衛生施設組合職員の職名に関する規則)

附 則 (平成26年規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第4類 人事・給与 (鯖江広域衛生施設組合職員の職名に関する規則)

別表

職名	補 職 名	役 職 名
職 員	部 長	事務局長
	次 長	次長
	課 長	課長、所長
	参 事	参事
	課 長 補 佐	課長補佐
	主 任	主任
	主 査	
	主 事	
	技 師	
現業 職員	技 能 員	